

霧島市国民健康保険条例の一部改正について

霧島市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和6年8月27日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険条例（平成17年霧島市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出」を「又は虚偽の届出」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、被保険者証が廃止されることから、本条例の所要の改正をしようとするものである。